

担当部署: 財政課

処分の概要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町公共物管理条例 第4条
例 規 番 号	平成15年条例第1号

【基準】

第4条の規定による。

(行為の許可)

設定年月日

- 第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 公共物の敷地又は水面を使用すること。
 - (2) 公共物の敷地内において工作物を新築、改築又は除却すること。
 - (3) 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。
 - (4) 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。
 - (5) 河川、水路の流水を占用すること。
 - (6) 河川、水路に下水その他これに類するものを放流すること。

標準処理期間	15日
備考	

最終変更年月日

年

月

日

令和3年12月28日